

第 24 回 個人向け復興国債（固定 3 年）

期間 3 年

利率 年 **0.100**%（課税前）

〔課税後 年 0.080 %〕

お申込みメモ	
■ 発行価格 額面 100 円につき 100 円	■ 募集期間 平成 24 年 5 月 7 日(月) ～ 5 月 31 日(木)
■ 申込単位 額面 1 万円単位	■ 発行日 平成 24 年 6 月 15 日(金)
■ 償還日 平成 27 年 6 月 15 日	■ 利払日 毎年 6 月 15 日、12 月 15 日
■ 購入対象者 個人のお客様	

※上記の課税後の利率は現行の源泉分離課税を基準に算出しております。平成 25 年以降は税率が 20%から 20.315%に変更となるため上記の数値より低下いたします。
※平成 23 年 12 月以後の個人向け国債は「個人向け復興国債」として発行され、その資金は東日本大震災の復興を図る為に実施される施策に使われます（商品性等は従来と変更ありません）。
※「個人向け復興国債」をご購入いただいた方全員に、復興へのご協力に対する感謝の意をお示しするため、財務大臣名の「感謝状」を後日弊社よりお送りいたします。
詳細は財務省ホームページをご覧ください。 <http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/>

【手数料等諸費用について】

個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。

【中途換金について】

- 発行から 1 年経過以後（第 2 期利子支払日）であれば、いつでも中途換金可能です〔直前 2 回分の各利子（課税前）相当額 × 0.79685 が差し引かれます〕。

- 中途換金の特例

この国債を購入された後、保有者がお亡くなりになった場合又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から 1 年経過する前であっても中途換金することが可能です。

【その他注意事項】

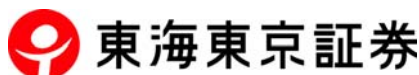
- 利子につきましては、20%の源泉分離課税になります。但し、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までは復興特別所得税の対象となるため、20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の税率となります。

また将来、税制が変更された場合は取扱いが異なる可能性がありますのでご注意ください。

- 個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

お取引にあたっては、契約締結前交付書面をよくお読みください。

お申込みは



商号等 : 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者

東海財務局長(金商)第 140 号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会